

## 分科会及び部会等における審議状況について

資料 3 - 1	労働基準局関係	.....	1
資料 3 - 2	職業安定局関係	.....	17
資料 3 - 3	職業能力開発局関係	.....	41
資料 3 - 4	雇用均等・児童家庭局関係	.....	59



# 労働基準局関係



## 労働基準局所管の分科会等の審議状況

(平成27年8月26日以降)

### ○ 労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱について（労働条件分科会労災保険部会）【別紙1】

労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金及び傷病年金と同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金が併給される場合に、労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金及び傷病年金に乘じる率について、現行の0.86から0.88とするもの。

(平成27年12月9日：労働条件分科会労災保険部会に諮問・答申。平成28年1月公布、4月施行)

### ○ 労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（労働条件分科会労災保険部会）【別紙2】

業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して支給する介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額を、増額するもの。

また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に増額するもの。

(平成27年12月9日：労働条件分科会労災保険部会に諮問・答申。平成28年3月公布予定、4月施行予定)

### ○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（安全衛生分科会）【別紙3】

#### (1) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない化学物質として、亜硝酸イソブチル等27物質を労働安全衛生法施行令別表第9に追加するもの。

#### (2) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない化学物質として、労働安全衛生法施行令別表第9に追加された亜硝酸イソブチル等27物質について、裾切値を定めるもの。

(平成 28 年 1 月 22 日：安全衛生分科会に諮問・答申。平成 28 年 2 月公布、平成 29 年 3 月施行予定)

**○ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（安全衛生分科会）【別紙 4】**

法人の代表者等が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることを踏まえて、労働者の適切な健康管理のため、法人の代表者等が、当該事業場の産業医を兼任することを禁止することとしたもの。

(平成 28 年 3 月 8 日：安全衛生分科会に諮問・答申。平成 28 年 3 月公布、平成 29 年 4 月施行)

**○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）要綱等について（勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会）【別紙 5】**

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成 27 年法律第 17 号）の施行のため、特定退職金共済事業（所得税法施行令の規定に基づき税務署長の承認を受けて行う退職金共済事業をいう。）から中小企業退職金共済制度への資産移換に係る手続の内容や、共済契約者が中小企業者でなくなった場合に確定拠出年金（企業型）へ資産移換を行う際の要件を定めたほか、建設業退職金共済制度の予定運用利回りを現行の 2.7%から 3.0%へ引き上げること等を定めることとしたもの。

(平成 28 年 3 月 14 日：中小企業退職金共済部会に諮問・答申。平成 28 年 3 月公布、4 月施行)

**○ 平成28年度の付加退職金支給率について（勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会）【別紙 6】**

中小企業退職金共済制度における平成 28 年度の付加退職金の支給率（毎年の収支状況等に対応して算定）を 0%とすることとしたもの。

(平成28年3月14日：中小企業退職金共済部会に諮問・答申。平成28年3月公布、4月施行)

**○ 2015年度の目標における評価について【別紙 7】**

労働条件分科会及び安全衛生分科会の2015年度の目標について別紙のとおり評価した。

**【参考】 分科会等開催実績**

- ・ 労働条件分科会労災保険部会 12/9
- ・ 安全衛生分科会 12/24、1/22、3/8
- ・ 勤労者生活分科会 11/12
- ・ 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会 2/23、3/14

## 労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案の概要

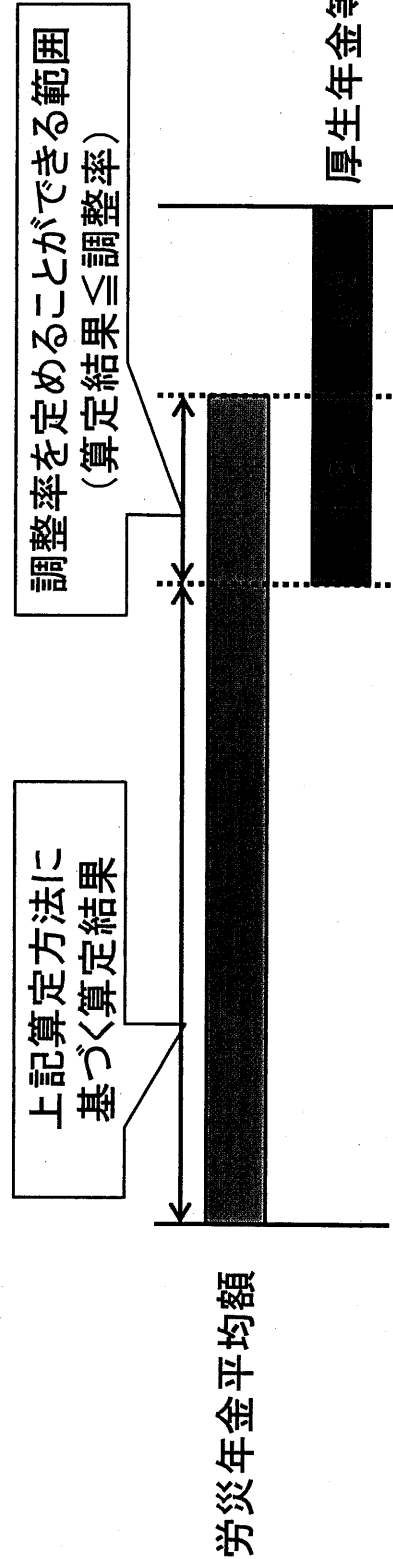
### <併給調整制度の概要>

- 同一の事由について労災保険の年金給付と厚生年金保険等の年金給付が併給される場合、事業主の費用の二重負担や損害の重複填補を避けるという観点から、一定の方法により支給額が調整されることとなる。具体的には、労災保険の年金給付については、調整率を乗じることにより減額して支給し、厚生年金保険等の年金給付についてはそのまま額を支給することとなっている。
- 調整率については、下記の算定式によって得られた率を下らない範囲内で、政令で定めることとされている。

### <調整率の算定方法>

$$\left[ \begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度} \\ \text{における調整対象者全員の調整} \\ \text{前の労災年金額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度にお} \\ \text{ける調整対象者全員の併給される厚} \\ \text{生年金保険等の年金額の平均額} \end{array} \right] \times 1/2$$

$$\text{算定結果} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度における調整対象者全員の調整前} \\ \text{の労災年金額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度にお} \\ \text{ける調整対象者全員の併給される厚} \\ \text{生年金保険等の年金額の平均額} \end{array} \right] \times 1/2}{\text{調整率}} \leq \text{調整率}$$





<改正の概要>

労災の傷病(補償)年金と障害厚生年金のみ受給している場合の調整率の算定結果は0.8748と  
なっており、現行の調整率0.86は算定結果を下回っていることから、調整率の改定が必要である。

改正後の調整率は、算定結果を下回らない範囲内である0.88とする。

<算定結果と現行の調整率との比較> ※0内は現行調整率

併給される 年金給付	国民年金及び厚生年金(別表第1第1号)		厚生年金のみ(別表第1第2号)		国民年金のみ(別表第1第3号)	
	遺族厚生年金及び 遺族基礎年金又は 寡婦年金	障害厚生年金及び 障害基礎年金	遺族厚生年金	障害厚生年金	遺族基礎年金又 は寡婦年金	障害基礎年金
労災給付						
障害補償年金、障害年金		(0.73) 0.6534		(0.83) 0.7867		(0.88) 0.7815
遺族補償年金、遺族年金	(0.80) 0.6953		(0.84) 0.7483		(0.88) 0.7736	
傷病補償年金、傷病年金		(0.73) 0.7015		(0.86) 0.8748		(0.88) 0.8190

併給される 年金給付	旧厚生年金 (昭和60年改正法附則第116条第2、4項)		旧国民年金 (昭和60年改正法附則第116条第3、4項)		旧船員保険 (昭和60年改正法附則第116条第3、4項)	
	旧遺族厚生年金	旧障害厚生年金	旧母子、準母子、 遺児、寡婦年金	旧障害年金	旧遺族年金	旧障害年金
労災給付						
障害補償年金、障害年金		(0.74) 0.6428		(0.89) 0.7854		(0.74) -0.0110
遺族補償年金、遺族年金	(0.80) 0.7506		(0.90) 0		(0.80) 0.6642	
傷病補償年金、傷病年金		(0.75) 0.7325		(0.89) 0.8416		(0.75) 0

<給付額への影響等>

労災の傷病(補償)年金と障害厚生年金のみ受給している場合の調整率が、現行の0.86から0.88  
へ改定された場合、平成26年度の実際の労災年金支払額を参考にすると、調整率の改定によって  
労災年金支払額に影響が生じるのは55件であり、年間で約300万円の支出増が見込まれるが、労  
災保険率への影響はほぼないものと考えられる。

## 労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### <改正の趣旨>

- 労働者災害補償保険法では、業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護(補償)給付として支給。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の支給限度額との均衡を考慮して設定。これらは、人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて改定。
- 今般、平成27年度の人事院勧告が0.36%の引上げであったことから、平成28年度より介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの)の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

### 労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	104,950円 (104,570円)	57,030円 (56,790円)
随時介護を要する者	52,480円 (52,290円)	28,520円 (28,400円)

※( )内は現行額

### 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介護を要する者	104,950円 (104,570円)	57,030円 (56,790円)
常時監視を要し、随時介護を要する者	78,710円 (78,430円)	42,770円 (42,590円)
常時監視を要するが、通常は介護を要しない者	52,480円 (52,290円)	28,520円 (28,400円)

施行期日：平成28年4月1日

# 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正案の概要

別紙3

## 1. 改正の趣旨

- 平成27年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書(平成27年9月1日)を踏まえ、以下の事項を行わなければならない化学物質を追加するため、必要な改正を行うもの。
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)による改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示(ラベル表示)
- 同法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知(SDSの交付)
- 同法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメントの実施)

## 2. 改正の内容

政令	○ 令別表第9に、一定の有害性が明らかになった27の化学物質(一部は群。以下「追加対象物質」という。)を追加する。 ○ また、アルミニウムについては、粉状のものに限り化学物質等の名称等の表示義務の対象とする。
省令	○ GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値(当該物質の含有量がその値未満の場合、表示義務等の対象としない)を設定する。

## 3. 施行期日等

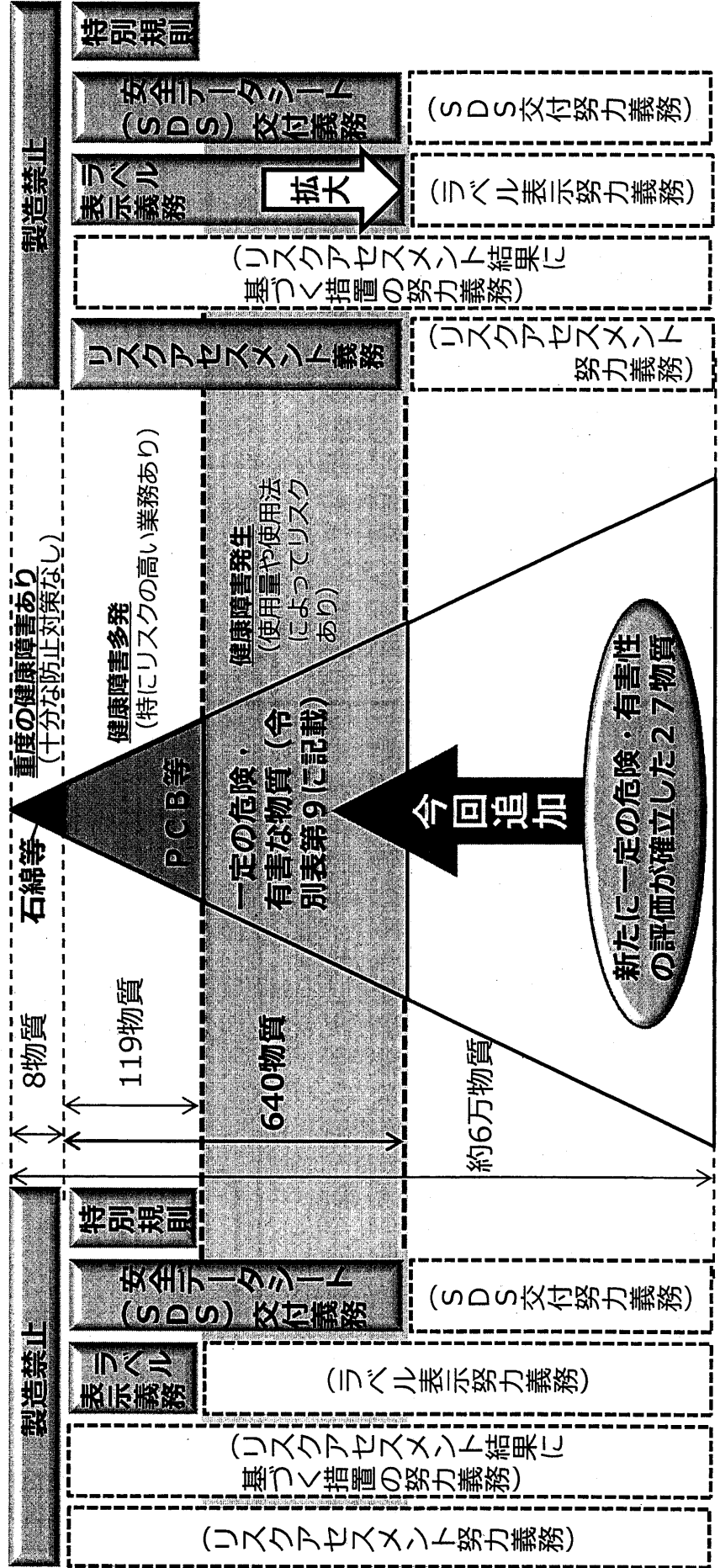
- 平成29年3月1日(予定)
- ただし、この政令の施行の際現に存在する追加対象物質については、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、平成29年8月31日まで適用しないこととする。

# 安衛法施行令別表第9の位置づけ

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第9に追加されることにより、取扱事業者自らがその化学物質の有害性（ハザード）を調査しなくとも、国際的に評価された有害性情報等が安全データシート（SDS）として取扱事業者を提供されるため、適切に危険性及び有害性等の調査（リスクアセスメント）を行うことにより、安全に使用することができる化学物質となる。

現行

平成28年6月1日以降(※)



※ 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）等による改正

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

別紙4

## 1. 改正の趣旨

労働安全衛生法において、事業場ごとに産業医を選任するよう義務が課されているが、産業医の事業場における役職については規定がなく、現在、法人の代表者等が産業医を兼任している事例もある。

こうした法人の代表者等が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定されることから、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。

これらを踏まえて、労働者の適切な健康管理のため、法人の代表者等が、当該事業場の産業医を兼任することを禁止するよう改正するもの。

## 2. 改正の内容

事業者は、産業医を選任するにあたって、法人の代表者若しくは事業を営む個人（事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととする。

## 3. 施行期日

平成29年4月1日 予定

# 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律 (中小企業退職金共済法の一部改正関係) の概要

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、勤労者退職金共済機構における資産運用のリスク管理体制を強化するとともに、制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直しを行うもの。

## 1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化

資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、勤労者退職金共済機構に、厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会を設置し、資産運用の重要事項に係る審議等を行う。

## 2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し

- (1) **特定退職金共済事業からの資産移換**  
特定退職金共済事業を廃止する団体から、事業主単位で中小企業退職金共済制度（中退共制度）へ資産移換することを可能とする。
- (2) **確定拠出年金制度（DC）への資産移換**  
共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業者でなくなった場合、事業主単位で中退共制度から確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。
- (3) **制度間通算における全額移換の実施**  
中退共制度と特定業種退職金共済制度間等の資産移換を行う場合、退職金額の全額を移換できるようにする。
- (4) **企業間通算の申出期間の延長**  
被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度間等を移動した場合の通算の申出期間を、現行の2年以内から3年以内へ延長する。
- (5) **建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し**  
建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、現行の24月末満から12月末満へ短縮する。
- (6) **未請求退職金発生防止対策の強化**  
勤労者退職金共済機構が住基ネットを活用して退職金未請求者の住所把握を行うことを可能とする。

公布日：平成27年5月7日 施行期日：平成28年4月1日（ただし、1は平成27年10月1日）

# 平成28年度付加退職金支給率について

別紙6

- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乘せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。
- 付加退職金の支給率は、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、定めるものであり、平成28年度の付加退職金支給率を0%とすることとしたもの。

支給対象		概要
基本退職金	すべての被共済者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。</li> <li>○予定運用利回り年1%として設計。</li> </ul>
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乘せされる金額。</li> <li>○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。</li> <li>○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。</li> </ul>

支給率 =  $\frac{\text{運用収入の増分} + \text{付加退職金の支払に充てるべき額}}{\text{利益見込額の2分の1(基本)}}$   
 ※計算月が43月以上の被共済者の当該年度中の計算月に退職したと仮定した際の退職金額の合計

※43月目とその後12ヶ月ごとの月

参考:付加退職金の計算例

- 平成19年4月に掛金月額10,000円で加入し、平成28年3月（加入108月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0	0	0	0	0	0	0	0.0182	0.0216

1	12	24	36	43	48	55	60	67	72	79	84	91	96	103	108
H19.4	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3						

加入

退職

$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入 91月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{91月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{ (26年度分)} \\
 &+ (\text{加入103月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{103月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{ (27年度分)} \\
 &= 944,500 \times 0.0182 + 1,076,800 \times 0.0216 \\
 &= 17,190 + 23,259 \\
 &= 40,449
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金 (掛金納付月数108月)} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,132,300 + 40,449 \\
 &= \underline{1,172,749 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$



## 2015 年度 各分科会における目標の評価について

労働条件分科会及び安全衛生分科会において設定した目標についての結果は、概ね以下のとおりである。

**(労働条件分科会において設定された目標の動向)**

- 年次有給休暇取得率 (2020 年目標 : 70%)  
2015 年調査 (調査対象は 2014 年) では、年次有給休暇取得率は 47.6% となり、前回調査 (48.8%) から 1.2 ポイント減少した。
  
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (2020 年目標 : 5%)  
2015 年調査では、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 8.2% となり、前回調査 (8.5%) から 0.3 ポイント減少した。

年次有給休暇の取得促進策・長時間労働抑制策として、労働政策審議会労働条件分科会において「労働時間法制等の在り方について (報告)」及び答申を得た「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」に基づき

- ・ 使用者に対する年 5 日間の年次有給休暇の時季指定の義務付け
- ・ 中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第 189 回通常国会に提出したところである。

(安全衛生分科会において設定された目標の動向)

- 平成 25 年度から 5 か年計画でスタートしている第 12 次労働災害防止計画(12 次防)においては、「平成 29 年までに平成 24 年比で労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数をそれぞれ 15%以上減少させる」という目標を掲げている。
  
- 平成 27 年の労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数は、平成 28 年 2 月末速報値でそれぞれ以下のとおりとなっている。
  - ・死亡者数については、平成 27 年は 932 人となっており、平成 24 年同期(1,058 人)と比べて、11.9%の減少。
  - ・休業 4 日以上の死傷者数については、平成 27 年は 114,292 人となっており、平成 24 年同期(117,532 人)と比べて、2.8%の減少。※死亡者数は死亡災害報告、休業 4 日以上の死傷者数は労働者死傷病報告より作成したものの(いずれも暦年集計)。
  
- 12 次防の目標の観点からは、特に死傷災害について、第三次産業で増加傾向が続いているなど、重点的な取組が必要な状況となっており、計画後半となる平成 28 年度においては、特に災害増加の目立つ社会福祉施設を中心とした第三次産業対策や、死傷災害の約 2 割を占める転倒災害防止対策等を重点として、労働災害防止対策を推進していくこととしている。